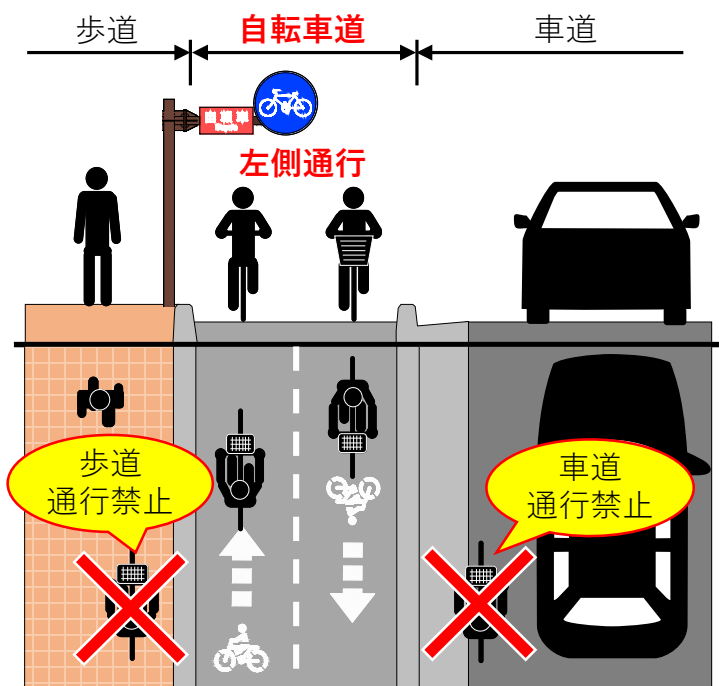


自転車道の主な通行ルール

通行ルール



自転車道※¹が設けられている区間では、普通自転車※²は、自転車道を双方向に通行（左側通行）することになります。

（歩道と車道は通行できません）

※1 自転車道とは

縁石などの工作物によって分離された、自転車専用の通行スペースです。

※2 普通自転車とは

一般に使用されている自転車（車体の大きさ及び構造が内閣府令で定める基準に適合する自転車）で、他の車両をけん引していないものをいいます。

自転車道を通行する際の注意点

自転車道の始点では▶

自転車は歩道へ進入してはいけません
（歩行者は自転車道へ進入してはいけません）



◀自転車道の終点では

歩道への接続箇所は、歩行者に気を付けながら通行（徐行）してください
（歩行者優先）



バス停では▶

バス利用者が横断するための横断歩道があります。歩行者がいる場合は一時停止してください（歩行者優先）